

フリーナンバー利用規約

第1条（本規約の目的等）

1. 株式会社タスクソリューション（以下「当社」といいます）は、当社が別に定める「プラチナ光サービス利用規約」（以下「基本規約」といいます）第1条第5項に基づき、この「フリーナンバー利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。

当社が提供する光回線サービスである「プラチナ光」サービス（以下「基本サービス」といいます。また、この基本サービスに係る利用者と当社との間の契約を、以下「基本契約」といいます。）に追加して利用可能であるオプションサービスのうち、「フリーナンバー」（以下「本サービス」といいます。）をご契約いただいた場合、本サービスのご利用に際しては、基本規約だけではなく、本規約にも同意したものとみなされ、基本規約および本規約が併せて適用されますのでご利用いただく前に必ずお読みください。

2. 本サービスは、基本サービスである「プラチナ光」サービスのオプションサービスの一種になります。したがって、本サービスのご利用に関し、本規約に定めがない事項について、利用者は、基本規約のすべての条項に従うものとします。
3. 本規約と基本規約とで同一事項に関する定めを設けている場合において、その規定内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先するものとします。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、相当の必要性があると判断した場合には、民法 548 条の4の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの料金その他本サービスの提供条件については、変更後の規約によるものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨および変更後の規約の内容ならびに本規約の変更に係る効力発生時期を、利用者に対し、当社ホームページにおける掲載、電子メールの送信、CD-ROM 等の記録媒体の交付その他の適切な方法で周知します。なお、その周知を行う場合には、本規約の変更に係る効力発生時期までの間に相当な予告期間を設けるものとします。
3. 前項の周知が行われた場合、利用者は、当該周知を電気通信事業法に基づく利用者への説明方法とすること、および変更後の本規約の内容に同意したものとみなします。

第3条（定義）

1. 本規約で使用する用語の意味は、以下の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 「本契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための本サービス利用契約をいいます。
 - (2) 「利用者」とは、当社との間で本契約を締結している者をいいます。
 - (3) 「本サービス」とは、この機能を利用する利用契約回線、利用者回線、他社接続利用者回線、IP利用回線又は他社直加入電話等利用回線（「利用者回線等」といいます。）

へ、利用契約回線等（音声通信設備を除きます。以下同じとします。）から着信課金番号（利用者の請求により、当社が付与する番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通信（着信課金番号を利用して利用者があらかじめ指定した利用者回線等へ着信先が変更された通信を含みます。以下「着信課金通信」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能の利用を請求した利用者とし、別表 1「料金及び追加機能」に規定する料金額をその利用者に課金することができるようにする機能をいいます。

2. 前項各号で定めるほか、本規約で使用する用語の意味は、本規約の各条項で別異の断りがない限り、基本規約に定めるところに従います。

第 4 条（契約の単位）

1. 利用者は、本サービスに係る基本契約の契約者と同一の者に限ります。
2. 当社は、1 個の基本契約、プラチナ光回線ごとに、1 個の本契約を締結します。

第 5 条（契約申込の方法）

1. 利用者が本サービスを利用いただく際には、本規約の内容に承諾したうえ、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って当社に申し出て頂きます。
 - (1) 基本サービスに係る利用者回線番号
 - (2) その他申込みの内容を特定するために必要なものとして当社が別に定める事項
2. 本サービスの利用は、日本国内に居住する個人または日本国内に本店もしくは主たる事務所の所在地を有する法人（マンション管理組合等法人に準ずる団体を含みます。以下、この点について同様とします。）に限るものとします。

第 6 条（契約申込の承諾）

1. 当社は、本サービスの申込みがあった場合、受け付けた順序に従って審査のうえ承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときはその限りではありません。
2. 申込みに対する承諾は、当社から本サービスの申込者に対する申込承諾メールの発信その他当社所定の方法により行います。
3. 当社は、前二項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの申込者が実在しない場合
 - (2) 本サービスの申込者が日本国外に居住または所在する場合
 - (3) 本サービスの申込者が、過去に、本契約を解除されまたは本サービスの提供を停止されたことがある場合
 - (4) 本サービスの申込者が、過去に、本サービス以外の当社が提供する他のサービス（基本サービスを含むが、これに限りません。以下、同様とします。）の利用契約を解除されまたは他のサービスの提供を停止されたことがある場合

- (5) 本サービスの申込者が、本サービスまたは本サービス以外の当社が提供する他のサービスの料金もしくは工事に関する費用等、当社に対する債務の支払いを過去もしくは現在怠り、または将来怠るおそれがある場合
- (6) 申込みの際に虚偽の事項を申告した場合
- (7) 本サービスの申込者が第 15 条（利用停止）に定める事由のいずれかに該当する場合
- (8) 自らまたは役員もしくは実質的に経営権を有する者（以下「役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）またはこれらの関係者である場合
- (9) 自らまたは役員等が反社会的勢力に対して、出資、貸付け、資金もしくは役務の提供等を行っている場合、または反社会的勢力と商取引を行っている場合
- (10) 自らまたは役員等が、当社または第三者に対して、自ら直接もしくは第三者を利用して間接的に、脅迫的言辞、詐欺的言辞もしくは暴力的行為を用いた場合、または法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- (11) その他、当社の業務遂行上著しく支障がある場合

第 7 条（本契約の成立）

- 1. 本契約は、本サービスの申込みに対して、当社が前条（契約申込の承諾）で定める承諾を行った時点で成立するものとします。
- 2. 本サービスの提供開始日は、本契約成立後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法により利用者に通知するものとします。

第 8 条（申出内容の変更）

利用者は、第 5 条（契約申込の方法）に基づき申し出た内容の変更があったときは、速やかに当社所定の手続により変更内容を当社に申し出るものとします。

第 9 条（譲渡禁止等）

- 1. 利用者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位もしくは本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡しまたは担保提供することはできないものとします。
- 2. 利用者の権利義務に係る一般承継事由が発生した場合の取扱いについては、本サービスについても、基本規約第 13 条に定めるところに従うものとします。

第 10 条（基本契約終了に伴う取扱い）

事由の如何を問わず、基本契約が終了したときは本契約も当然に終了し、以後、当社は本サービスの提供を行わないものとします。

第 11 条（利用者の氏名等の変更の届出）

1. 利用者は、その住所もしくは居所・本店所在地もしくは対象事業所所在地、氏名もしくは名称・屋号もしくは商号、代表者もしくは担当者名または請求書の送付先に変更があったときは、当社所定の方法により、速やかに届け出ていただきます。
2. 前項に定める変更があったにもかかわらず届出がないときは、当社に届出を受けている住所もしくは居所・本店所在地もしくは対象事業所所在地、氏名もしくは名称・屋号もしくは商号、代表者もしくは担当者名または請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3. 第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただく場合があります。

第 12 条（再販売等の禁止）

利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、本サービスを第三者に再販売し、第三者に利用させ、または本サービスを利用する権利を第三者に譲渡してはならないものとします。

第 13 条（著作権等）

1. 本サービスに関する著作権および特許権、商標権ならびにノウハウ等の一切の知的財産権、および本サービスの提供のために利用されまたは当社が利用者に対して提供する一切の物品（ソフトウェア等の無体物を含む。以下同じ。）に係る一切の知的財産権は、当社に帰属するものとします。
2. 利用者は、本規約に同意することにより、本契約が有効に締結されている間、本サービスの利用の目的に限り、前項の物品を使用することができるものとします。
3. 利用者は、第 1 項の物品を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行わないこと
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第 14 条（利用の中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止する場合があります。
 - (1) 当社または委託会社の電気通信設備、機器等の保守上もしくは工事上やむを得ない場合
 - (2) 前号の設備等の障害または故障等の場合
 - (3) システム障害その他やむを得ない事由が発生した場合
 - (4) その他当社が本サービスの運用を中止することが合理的に必要と判断した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止する場合には、当社が指定するホームページ等によりその旨の周知を行うものとします。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。

第 15 条（利用停止）

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときには、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 申込みの際またはその後利用者が当社に申告した事項に虚偽があることが判明したとき
 - (2) 本契約に基づく料金その他の債務につき支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 35 条（債権の譲渡）の規定により当社が同条に規定する請求事業者に譲渡した場合には、その請求事業者に対して支払わないときとします。）
 - (3) 利用者が現に当社と契約を締結しているまたは過去に締結していた、本サービス以外の当社が提供する他のサービスに係る料金その他の債務につき支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (4) 第 11 条（利用者の氏名等の変更の届出）の規定による変更の届出を怠ったことにより、利用者が当社に届け出た住居所にいないことが明らかな場合であって、当社がその事実を確認したとき
 - (5) 当社の名誉または信用を毀損したとき
 - (6) 第 12 条（再販売等の禁止）、第 13 条（著作権等）または第 29 条（利用に係る利用者の義務）の規定に違反したとき
 - (7) 利用者が、本サービス以外の当社が提供する他のサービスの利用を停止され、またはその利用停止事由に該当したとき
 - (8) 利用者が過度に頻繁に本サービスの利用を要請しまたは本サービスに係る時間を故意に延伸して当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき
 - (9) 本規約に違反する行為であって、本サービスまたは本サービス以外の当社が提供する他のサービス等に関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備等に支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき
 - (10) 故意または過失により当社に損害を与え、本サービスの提供または当社の業務に重大な支障を及ぼしたとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をする場合には、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日および期間を利用者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。

第 16 条（本サービス提供の終了）

1. 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合と判断される場合には、本サービスの提供を終了することがあります。

2. 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了にともない本契約を解除する場合には、当社が指定するホームページ等によりその旨の周知を行うものとします。また、あらかじめその理由および本サービスの提供を終了する日を利用者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。

第 17 条（利用者による契約解除）

1. 利用者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の手続に従って当社に通知していただきます。
2. 前項の場合、本契約の解除の効力は、当該通知が当社に到達した日が属する月の末日に生じるものとします。

第 18 条（当社による契約解除等）

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ利用者に催告をすることなく、当社の判断により、本契約を解除することができるものとします。

なお、本条に基づき当社が本契約を解除した場合、利用者は、本サービスの料金その他本契約に基づき当社に負担する一切の債務につき、当然に期限の利益を失い、直ちにその全額を当社に支払います。

1. 第 15 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された利用者が、相当期間を経てもなおその事実を解消しない場合。ただし、当社は、第 15 条（利用停止）第 1 項のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断される場合には、当社は、本サービスの利用停止を経ないで本契約を解除することができるものとします。
2. 第 16 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定める場合
3. 利用者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止または支払不能の状態に陥った場合
 - (2) 手形交換所の不渡り処分または銀行取引停止処分を受けた場合
 - (3) 第三者から差押、仮差押、仮処分、競売もしくは強制競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てを受け、または自ら申立てを行った場合
 - (5) 解散したときまたは事業を停止もしくは廃止（廃業）したとき
 - (6) 監督官庁から、事業の取消、停止等の処分を受け、または事業の全部もしくは重要な一部を廃止変更したとき
 - (7) 前各号に定める場合のほか、利用者の財産状態または信用状態が著しく悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

第 19 条（料金）

本サービス及び追加機能の料金は、別表 1「料金及び追加機能」に定めるものとします。

第 20 条（料金の支払義務）

1. 利用者は、別表 1 に定める基本料金、着信通話料金、追加機能に係る料金その他本サービスの利用に伴い発生する料金および費用を、当社所定の方法により支払うものとします。
2. 前項に規定する月額基本料金は、本サービスの提供開始日が属する月については発生せず、その翌月から本契約終了日が属する月まで発生します。ただし、着信通話料金その他の従量料金は、本サービスの提供開始日から発生します。
3. 利用者は、本サービスの月額料金等の支払いについて、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する「フレッツ・まとめて支払い」を利用することも可能です。「フレッツ・まとめて支払い」による支払いを希望する利用者は、当社所定の方法によりこれを申込むものとします。

第 21 条（遅延損害金）

利用者は、月額料金その他本規約の規定により利用者が当社に対して支払いを要するものとされている金銭債務（遅延損害金を除きます。）につき支払期日を経過してもなおお支払いを怠った場合には、支払期日の翌日から起算して支払日までの期間につき年 14 パーセントの割合で計算した遅延損害金を付加して支払っていただきます。

第 22 条（料金計算方法等）

1. 本サービスの料金計算期間は、月単位での計算となります。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 1 項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

第 23 条（端数処理）

当社は、月額料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 24 条（料金等の支払）

利用者は、月額料金等について、当社が定める支払期日までに、当社が指定する金融機関の口座に振り込む方法で支払っていただきます。この場合、振込手数料等、その支払いのために必要となる手数料その他の費用は、利用者がこれを負担するものとします。利用者は、月額料金等について、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第 25 条（消費税相当額の加算）

第 20 条（料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により利用者が当社に対して支払いを要するものとされている料金等については、消費税相当額が加算されるものとし、利用者がこれを負担するものとします。

第 26 条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本契約または基本契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同様とします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、利用者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した日数（1 日未満切り捨て）に、本サービスの利用料金 1 ケ月分相当額の 30 分の 1 を乗じた額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前二項の規定は適用しません。
4. 当社は、本サービスが全く利用できない状態になった場合であっても、その状態が生じた原因が、天災事変等の不可抗力または当社の責めに帰すことができない事由である場合には、本サービスを利用できないことにより利用者が被った損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

第 27 条（免責事項）

1. 当社は、利用者からの本サービスの利用に関する問合せや要請等を遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
3. 利用者が本サービスの利用により第三者（本サービスに係る他の利用者を含みますが、これに限りません。）に対して損害を与えた場合、利用者は、自己の責任でこれを解決し、当社に如何なる責任も負担させないものとします。
4. 当社は、第 15 条（利用停止）、第 16 条（本サービス提供の終了）または第 18 条（当社による契約解除等）の規定による、本サービスの利用停止、利用の制限、本サービス提供の終了または本契約の解除にともない生じる利用者の損害については、一切の責任を負いません。
5. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の想定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力であるとみなし、当社は一切責任を負いません（なお、サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段により国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）。
6. 本条その他本規約に定める当社の責任を免除または制限する規定は、当社の故意または重大な過失によって利用者に損害が生じた場合には適用しません。また、利用者が消費者契約法上の消費者に該当する場合には、同法その他の強行法規に反する範囲で適用しません。

第 28 条（利用者情報の取扱いについて）

1. 利用者は、当社が、本サービスの提供の過程において利用者の個人情報を取得および保管する場合があることにつき同意するものとします。
2. 当社は、前項の規定により利用者から知り得た個人情報については、当社ホームページで公開する「プライバシーポリシー」 (<https://tasksolution.co.jp/policy/>) に基づき取り扱うものとします。
3. 利用者は、本サービスの提供に不可欠な、当社が業務を委託する他の事業者から請求があったときは、当社が利用者の氏名および住所等を、当該他の事業者に通知する場合があることを同意していただきます。
4. 利用者は、当社が第 35 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその利用者の氏名、住所および基本サービスに係る光回線の契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報ならびに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号および第 15 条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることを同意するものとします。
5. 利用者は、当社が第 35 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることを同意するものとします。
6. 利用者が法人等の団体である場合における当該利用者の法人情報についても、前五項の規定と同様に扱うこととします。

第 29 条（利用に係る利用者の義務）

1. 利用者は次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社または第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと
 - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - (7) 本サービスおよびその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと
 - (8) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、また当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (9) 本サービスの専用受付番号の適正な管理を怠る行為をしないこと
 - (10) その他前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を行わないこと

第 30 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによるものとします。

第 31 条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の全部または一部を第三者に委託することができます。この場合、当社は、当該委託先を適切に選定および監督し、当該委託先の行為について、自ら行った場合と同様の責任を負うものとします。

第 32 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 33 条（紛争の解決）

1. 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2. 本サービスの利用または本規約に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、札幌地方裁判所または札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 34 条（本規約の有効性および個別性）

本規約のいずれかの規定が無効または違法であったとしても、本規約の他の規定は、そのことに影響を受けることなく、有効とします。

第 35 条（債権の譲渡）

当社は、本規約に基づく利用者に対する債権を第三者に譲渡することができるものとし、利用者は、当該譲渡についてあらかじめ承諾するものとします。当社は、法令上必要な場合には、利用者に対して当該債権譲渡を通知します。

第 36 条（適格請求書の発行）

当社は、利用者から請求があったときは、本サービスの料金の請求額情報について消費税法第 57 条の 4 の規定に基づく適格請求書を発行します。この場合、利用者は、適格請求書の発行を請求し、当社からその発行を受けたときは、1 回の発行請求につき 400 円（税込 440 円）および郵送料等の支払いを要するものとします。

附則

本規約は、令和 8 年 9 月 16 日より適用します。

【事業者情報】

株式会社タスクソリューション

〒060-0061

北海道札幌市中央区南 1 条西 6 丁目 15-1 札幌あおばビル 9F

別表 1 料金及び追加機能

区分	項目	内容	単位	料金額
月額料金	基本料金		1 契約ごとに	月額 800 円（税込 880 円）
	着信通話料金		3 分間ごと	固定電話・IP 電話からの着信：3 分 8 円（税込 8.8 円） 携帯電話・PHS からの着信：3 分 47.52 円（税込 52.8 円）
追加機能	発信地域設定機能	着信課金機能により、通信に関する料金をその利用者に課金することを許容する地域を指定でき、又はその通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された利用者回線等に接続する機能	1 契約ごとに	—
	発信端末制限機能	固定端末系伝送路設備、公衆電話設備、携帯自動車電話設備又は PHS 設備からの発信について、着信課金機能への着信を制限できるようにする機能	1 契約ごとに	—
	受付先変更機能	着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外における着信課金通信の発信者に対して、利用時間外である旨の案内をすることができ、又はあらかじめ指定された利用者回線等に接続する機能	1 契約ごとに	—
	着信分配機能	着信課金番号による着信課金通信について、あらかじめ指定された利用者回線等ごとに、あらかじめ指定された着信回数の割合に振り分け、接続する機能	1 契約ごとに	—
	利用通話明細書（トラヒックレポート）提供機能	利用者が指定する着信課金番号に係る通話明細を蓄積・集計する機能。	1 契約ごとに	—
	着信先変更機能	着信課金通信の着信先を、利用者からあらかじめ指定された利用者回線等のいずれかに随時変更することができる機能	1 契約ごとに	—
	同時接続数設定機能	着信課金番号による着信課金通信につい	1 契約ごと	—

区分	項目	内容	単位	料金額
		て、あらかじめ指定された同時接続数を 超える通話等があった場合、その通話等 の着信を制限する機能	に	
	事前ガイダンス設定 機能	あらかじめ指定されたガイダンスを着信 先及び発信先へ送出する機能	1 契約ごと に	—
	話中時迂回機能	話中時等により接続できない場合、あら かじめ指定された設定にもとづき、着信 先グループ内における別の着信先へ接続 する機能	1 契約ごと に	—
	グループ外迂回機能	着信先グループ内において接続できない 場合、あらかじめ指定された別の着信先 グループへ接続する機能	1 契約ごと に	—
その他 サービ ス	WEB 明細（オンラ インカスタマーセン ター）	当社ホームページより毎月の利用明細の 確認が可能。サービス開通前またはサー ビス開通後に専用ログイン I D・パスワ ードを送付	1 契約ごと に	—
	ご利用明細郵送	毎月の利用明細を利用者へ郵送	1 契約ごと に	月額 180 円（税込 198 円）

備考

- この機能は、電話等利用契約者、直収電話契約者、電話転送サービス契約者、着信用直収電話契約者、他社直加入電話等付加機能利用契約者又は I P 電話契約者（I P 電話番号を利用者が取得した場合に該当する者を除きます。）に限り提供します。
- 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 発信地域設定機能において指定することができる地域の数、当社が別に定める範囲内とします。
- 当社は、この機能の利用者に係る着信課金番号について、協定事業者から請求があったときは、協定事業者に通知することがあります。
- 受付先変更機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。
- 発信地域設定機能において 1 の着信課金番号による着信課金通信の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において通信の着信先として指定することができる着信先数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 各追加機能を併用する場合の細目事項は、当社が別に定めるところによります。
- 利用通話明細書（トラヒックレポート）提供機能に係る料金については、電子媒体等での提供に限り、本表（その他サービス）に規定するご利用明細書の送付手数料の支払いを要します。

9. 同時接続数設定機能における同時接続数は、別に定める数の範囲内までとします。
10. 話中時迂回機能において振り分けを行うことができるのは、別に定める数の範囲内までとします。